

## 令和元年9月18日（水曜日）

### ○出席議員（13名）

議 長	中 川	達 君	7 番	生 田	勇 人 君
1 番	土 屋	克 之 君	8 番	恩 道	正 博 君
2 番	西 尾	雄 次 君	9 番	北 川	悦 子 君
3 番	米 田	一 香 君	10 番	夷 藤	満 君
4 番	磯 貝	幸 博 君	11 番	清 水	文 雄 君
5 番	小 谷	一 也 君	12 番	南	守 雄 君
6 番	七 田	満 男 君			

### ○説明のため出席した者

町	長	川 口 克 則 君	町 民 福 祉 部	子 育 て 支 援 課 長	高 平 紀 子 君
副 町	長	中 山 隆 志 君	町 民 福 祉 部	保 險 年 金 課 長	北 正 樹 君
教 育	長	久 下 恭 功 君	町 民 福 祉 部	保 險 年 金 課 担 当 課 長 兼 福 祉 課 担 当 課 長 (保 健 セ ン タ ー 担 当)	山 田 卓 矢 君
総 務 部	長	長 谷 川 徹 君	町 民 福 祉 部	福 祉 課 長	上 出 勝 浩 君
町 民 福 祉 部	長	上 島 恵 美 君	都 市 整 備 部	企 画 課 長	松 井 賢 志 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長 (保 險 年 金 ・ 福 祉 担 当)		出 嶋 剛 君	都 市 整 備 部	地 域 振 興 課 長	橋 本 良 君
都 市 整 備 部	長	田 中 義 勝 君	都 市 整 備 部	地 域 振 興 課 担 当 課 長 兼 観 光 振 興 室 長	長 谷 川 万 里 子 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (地 域 振 興 ・ 上 下 水 道 担 当)		銭 丸 弘 樹 君	都 市 整 備 部	都 市 建 設 課 長	上 前 浩 和 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長		上 出 功 君	都 市 整 備 部	都 市 建 設 課 北 部 開 発 担 当 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	宮 崎 重 幸 君
消 防 本 部 消 防 長 兼 消 防 司 令 長		高 道 三 春 君	都 市 整 備 部	上 下 水 道 課 長	高 橋 均 君
総 務 部 総 務 課 長		中 川 裕 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長		神 農 孝 夫 君
総 務 部 総 務 課 人 事 秘 書 担 当 課 長		吉 田 真 理 子 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長		堀 川 竜 一 君
総 務 部 財 政 課 長		宮 本 義 治 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長		助 田 有 二 君
総 務 部 税 務 課 長 兼 総 合 収 納 室 長		北 野 享 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 担 当 課 長 兼 図 書 館 長		中 居 洋 人 君
町 民 福 祉 部 住 民 課 長		福 島 誠 一 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 署 長		重 島 康 人 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 棚田 進 君      事務局 書記 小坂 しおり 君  
事務局 参事兼次長 東 康 弘 君

○議事日程（第4号）

令和元年9月18日      午後1時開議

日程第1

議案一括上程

議案第49号 令和元年度内灘町一般会計補正予算（第2号）から

議案第61号 内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例について及び

認定第1号 平成30年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 平成30年度内灘町水道事業会計決算認定についてまで

日程第2

追加議案の上程

議案第62号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第63号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明

（第4号の追加の1）

日程第1

議会議案第6号 磯貝幸博議員に対する議員辞職を求める決議について

日程第2

議会議案第7号 内灘町議会における政治倫理向上に関する決議について



午後1時00分開議

○開 議

○議長【中川達君】 ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【中川達君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、9月3日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

次に、去る9月9日、内灘町議会議員政治倫理審査会から、審査結果報告書が議長に提出されましたので、ご報告をいたします。

議会事務局長に報告書を朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長【棚田進君】 それでは、審査結果報告書を朗読いたします。

内灘町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

令和元年9月9日

内灘町議会 議長 中川 達 様

内灘町議会議員政治倫理審査会

会長 北 尾 美 帆

内灘町議会議員政治倫理審査会に審査を付託された結果を、内灘町議会議員政治倫理条例第10条第1項に基づき、下記の通り、報告いたします。

記

## 1 審査会の設置

令和元年6月4日付で2名の議員から調査請求を受けたため、令和元年6月12日の議会運営委員会において、内灘町議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定により、議長が設置し、同条第2項に基づき、以下6名の委員が選任された。

北尾美帆、清水文雄、夷藤満、恩道正博  
生田勇人、七田満男

## 2 審査請求対象議員

磯貝幸博議員

## 3 違反する疑いがあると認められる政治倫理基準

・内灘町議会議員政治倫理条例第3条第1号  
「いやしくも町の名誉を傷つけるような行為をしないこと」

・内灘町議会議員政治倫理条例第3条第2号  
「町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑いをもたれる恐れのある行為をしないこと」

## 4 違反行為の具体的内容及び調査目的

(1) 平成30年10月7日午後5時半頃、泥酔し町内の飲食店で女性アルバイト従業員（当時19歳）の体を複数回触るなどセクハラ行為を行った。

(2) 同行者に注意を受けた後、店外にて同店のガスメーターを蹴ってガスが止まり、一時営業ができなくなるなど、営業妨害を行った。

この行為の存否及び条例違反について、本条例に照らし調査するものである。

## 5 審査の経過

### (1) 第1回審査会

令和元年6月17日（月）、全委員出席のもと、第1回審査会を開催し、審査会会長に北尾美帆、副会長に清水文雄が互選された。その後、内灘町議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）第6条第5項に基づき、審査の公開

非公開は、審査会を開催する都度、委員に意見を諮ること、公開とする場合は、傍聴人に審査会で見聞きした内容を口外しない旨の確認書を記載してもらう旨を確認した。

その後、休憩をはさみ、休憩後は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とした。その後、令和元年6月4日付議員調査請求書の違反行為の具体的内容を確認した後、以後の調査予定として、被害店舗にて店長からの聴取、当時の町会役員からの聴取、ガス会社への文書による照会をすることが決定した。その後、目撃者、磯貝幸博議員（以下、「磯貝議員」という。）という順で聴取予定であることも確認した。なお、被害女性については、委員から、聴取は困難である旨の情報があり被害者保護の観点から、聴取を予定しないこととした。

### (2) 第2回審査会

令和元年7月1日（月）、全委員出席のもと、第2回審査会を開催した。冒頭、第2回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。内灘町議会棟において、聴取事項及びガス会社への照会文書について議論・確認をした。その後、被害店舗にて、被害店舗店長から当日の状況について、聴取した。

### (3) 第3回審査会

令和元年7月3日（水）、全委員出席のもと、第3回審査会を開催した。冒頭、第3回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。ガス会社への照会内容を確認した後、当時の町会役員から聴取をした。次回は、本件の目撃者2名の聴取を予定した。

令和元年7月8日付けで、ガス会社への照会文書を発送した。

### (4) 店長親族に対する聴き取り

第3回審査会の後、示談の窓口となったという被害店舗店長の親族にも聴取の打診をしたところ、自宅で、少人数の委員の訪問によるものであれば可能とのことであったから、急

遽、令和元年7月18日（木）、被害店舗店長の親族の聴き取りを行うこととなった。

当日、内灘町議会棟にて、聴取事項を確認の後、被害店舗店長の親族宅にて、審査会会長北尾及び生田委員が被害店舗店長の親族から聴取を行った。

#### (5)第4回審査会

令和元年7月18日（木）、被害店舗店長の親族の聴取後、全委員出席のもと、第4回審査会を開催した。冒頭、第4回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。被害店舗店長の親族の聴取内容を報告の後、本件の目撃者2名の聴取を行った。

#### (6)第5回審査会

令和元年8月1日（木）、全委員出席のもと、第5回審査会を開催した。冒頭、第5回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。磯貝議員の聴取を行った。

#### (7)その他

ガス会社への照会文書に対する回答が得られないので、令和元年8月9日（金）、審査会会長北尾が電話にて聴取を行った。

#### (8)第6回審査会

令和元年8月27日（火）、全委員出席のもと、第6回審査会を開催した。冒頭、第6回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。

ガス会社の回答内容を確認した後、本件審査対象の事実関係の存否等について検討した。

#### (9)第7回審査会

令和元年9月2日（月）、全委員出席のもと、第7回審査会を開催した。冒頭、第7回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。

報告内容を検討した。

#### (10)第8回審査会

令和元年9月6日（金）、全委員出席のもと、第8回審査会を開催した。冒頭、第8回審査会

は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。

報告内容を確認した。

## 6 結論

(1) (ア) 磯貝議員は、平成30年10月7日午後5時頃、内灘町内の飲食店内にて、飲酒のため酩酊状態に陥った状態で、ビールジョッキを握っている手の甲等で、被害女性が嫌がっていたにもかかわらず、被害女性の太ももから腰にかけてそのズボンの上から複数回触れた。

(イ) 同日同時刻頃、同店舗外に設置のガス管及びガスメーター付近をたたくなどして衝撃を与え、同店内のガス供給を一時的に停止させ、約1時間30分にわたり営業を停止させた。

との事実が認められる。

上記の事実は、磯貝議員及び被害女性、被害店舗との間の示談の際、概ね同旨の事実を磯貝議員が認めている。加えて、被害店舗店長、被害店舗店長の親族、目撃者2名の聴取内容とも概ね一致することから、事実として認められる。

この点につき、全委員が上記の事実があったと認めた。

(2) 次に、前記の行為が条例第3条第1号（いやしくも町の名誉を傷つけるような行為をしないこと）、同条第2号（町民全体の代表者としてその品位と名譽を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑いをもたれる恐れのある行為をしないこと）に該当するか否かである。この点、磯貝議員が、被害女性及び被害店舗と示談をしていること、その内容として、事実関係を認め、謝罪等をしていること、平成30年10月15日付で、議員辞職をしていること等から、本件に対し、一定の対応をとっていることが確認できた。しかし、前記（ア）の行為について、各委員からは、以下の4点の意見があった。

1 磯貝議員のセクシャルハラスメントに

ついでに理解の不十分さが本件の背景にはある。当審査会は、調査の過程における各聴取内容に照らし、被害女性が磯貝議員の行為を嫌がっていたと認定している。

セクシャルハラスメントとは、被害者の主観が重視されるものの、「実際に被害者本人がどう感じたか」だけではなく、「一般的平均的な女性(労働者)の感じ方」を基準として判断され、店舗で働く未成年者の女性従業員が、客よりズボンの上から、太ももから腰に掛けての部位を複数回触られるという行為は、性的不快感を持つのが通常であり、セクシャルハラスメントに該当する。

- 2 本件がセクシャルハラスメントに該当することはもちろんのこと、石川県迷惑防止条例違反(第3条第1号)にも該当しうることを認識すべきであるがその認識がなく、反省が足りていないと感じる。石川県迷惑行為等防止条例(抜粋)でござ

います。  
「第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人に対し、みだりに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪の情を催させるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

一 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物(以下「衣服等」という。)の上から触れること。」

- 3 本件を引き起こしたのは本人の認識の甘さがある。
- 4 飲酒をして酩酊し、記憶がなくなっている。当審査会の聴取でも、多くの場面について記憶がなく回答できないとは、議員としての資質と自覚に欠けている。  
また、前記(イ)の行為については、以下の4点の意見があった。
  - 1 ガスを停止させるということは、特にガスが復旧した際に爆発するようなことがあり得る大変危険な行為であって、今

回は偶々事故につながらなかったということである。

- 2 被害店舗によれば、ガス停止中にガスの臭いが充満して換気したとのことで、周りでたばこを吸う人でもいれば、大変危険な状態で、当時の被害店舗の来店者等にも被害の発生や迷惑がかかる恐れがあった。
- 3 現場にガス復旧に知識のある町民がおり、幸いにも復旧できたため、当該町民らのおかげで被害が拡大しなかった。
- 4 一時的にガス管、ガスメーターの機能を喪失させており、器物損壊罪(刑法261条)にあたるのではないかという見方も考えられる。

(3)以上の通りであり、全委員が一致して、前記(ア)及び(イ)の行為は、いずれも条例第3条第2号「町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為」に該当し、同号に反すると判断した。

(4)また、委員からは、前記(ア)及び(イ)の行為は、全国的に報道され、町の名誉を傷つけた。同時に本議会はもちろんのこと、全国の議会全体への信頼を失墜させたとの意見が出された。

(5)よって、全委員が一致して、前記(ア)及び(イ)の行為はいずれも、条例第3条第1号「いやしくも町の名誉を傷つけるような行為」に該当し、同号に反すると判断した。

以上でございます。



#### ○議案一括上程

○議長【中川達君】 それでは、日程第1、去る9月5日、各常任委員会並びに決算特別委員会に付託いたしました議案第49号令和元年度内灘町一般会計補正予算(第2号)から議案第61号内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまで並びに認定第1号平成30年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号平成30年度内灘町水道事

業会計決算認定についてまでの20議案を一括して議題といたします。



### ○委員長報告

**○議長【中川達君】** これより各常任委員会並びに決算特別委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

七田満男総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 七田満男君 登壇〕

**○総務産業建設常任委員長【七田満男君】** 令和元年内灘町議会9月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第49号令和元年度内灘町一般会計補正予算(第2号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、7款商工費1項商工費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費、13款諸支出金2項基金費の各款項及び第2条地方債の補正については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第50号令和元年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第54号内灘町森林環境譲与税基金条例の制定について、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第55号内灘町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第56号災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、議案第57号内灘町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例につい

ての4議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和元年9月18日

総務産業建設常任委員会委員長 七田満男

**○議長【中川達君】** ご苦労さまでした。

清水文雄文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 清水文雄君 登壇〕

**○文教福祉常任委員長【清水文雄君】** 令和元年内灘町議会9月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長並びに関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねてきた結果、議案第49号令和元年度内灘町一般会計補正予算(第2号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第51号令和元年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第52号令和元年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第2号)の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第58号内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第59号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第60号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されま

した議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和元年9月18日

文教福祉常任委員会委員長 清水文雄

○議長【中川達君】 ご苦労さまでした。

小谷一也決算特別委員長。

〔決算特別委員長 小谷一也 登壇〕

○決算特別委員長【小谷一也君】 令和元年内灘町議会9月会議において、決算特別委員会に付託されました議案第53号平成30年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び各会計決算認定について、議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の決算審査に当たり、委員各位には長時間にわたり慎重審議をしていただきましたことに対し、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

委員からは活発な質疑、質問が行われ、それらに対し説明並びに関係資料の提出を求め、了としたところであります。

この結果、議案第53号平成30年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とし、認定第1号平成30年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成30年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成30年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成30年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成30年度内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成30年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成30年度内灘町水道事業会計決算認定については、いずれも原案のとおり、認定することに決定いたしました。

なお、委員会審査の過程において出された意見の中から、本委員会として次の諸点について指摘をしておきたいと思っております。

その1点目として、災害時の対応の充実を

図るべきということです。

災害時の対応として、乳児用液体ミルクの備蓄を追加するほか、動物を飼っている家族などの避難対応のシステムづくりなども検討すべきということでもあります。

2点目として、河北潟水質浄化の進展を図るべきということです。

河北潟の水質浄化は、長年にわたり周辺市町の課題となっている。水質の計測を続けるだけでなく、国や県を巻き込み本格的な調査研究に取り組むべきということでもあります。

3点目として、向粟崎地区街なみ整備事業の方向性を協議すべきということです。

街なみ整備事業のあり方に関して、改めて地元町会と話し合いの場を設け、今後の方向性を協議すべきということでもあります。

4点目として、ライトアップ事業の提案・公募を検討すべきということです。

内灘大橋は町のランドマークとして、観光客の目を引く魅力あるものである。以前のようなライトアップは費用がかさむということならば、民間の企業や研究機関等が行うモデル事業として整備できないか、提案・公募も考えるべきということでもあります。

5点目として、学校給食共同調理場の改修や新築を検討すべきということです。

学校給食共同調理場は、近年、毎年のように設備を更新しながら稼働している。調理される方も過酷な環境で働いている中、大切な子供たちを育成する大事な施設であるため、今後中長期的に施設の改修や建てかえを検討すべきということでもあります。

6点目として、特色ある図書館を考えるべきということです。

県内の他市町では、次々と新しい図書館が建設されている。広域連携が進む中、建てかえることが本当に妥当か検討すべきであり、内容や質の向上に目を向け、町独自の特色や住民のニーズに対応した図書館を考えるべきということでもあります。

最後に7点目として、特産品の流通・販路拡大を図るべきということです。

特産品の開発を継続するとともに、流通・販路拡大のため、アンテナショップなどへの輸送費の助成を検討すべきということでありませ

す。  
以上7点の指摘事項について、今後の予算編成及び執行に十分反映されるよう強く要望し、審査の報告といたします。

令和元年9月18日

決算特別委員会委員長 小谷一也

○議長【中川達君】 ご苦労さまでした。

これをもって各委員長の報告を終わります。



#### ○質疑の省略

○議長【中川達君】 なお、昨日までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



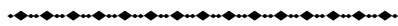
#### ○討 論

○議長【中川達君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。



#### ○表 決

○議長【中川達君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第49号令和元年度内灘町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第50号令和元年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第51号令和元年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第52号令和元年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第50号、議案第51号、議案第52号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第53号平成30年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第54号内灘町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



○議長【中川達君】 次に、議案第55号内灘町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第56号災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、議案第57号内灘町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第55号、議案第56号、議案第57号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第58号内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第59号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第60号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第61号内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第58号から議案第61号までの4議案は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、認定第1号平成30年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、認定第1号はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【中川達君】 次に、認定第2号平成30年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第3号平成30年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定についての2決算を一括して採決いたします。

本決算2件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、認定第2号及び認定第3号の2決算はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【中川達君】 次に、認定第4号平成30年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成30年度内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第6号平成30年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての3決算を一括して採決いたします。

本決算3件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よ





## ○提案理由の説明

○議長【中川達君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。8番、恩道正博議員。

〔8番 恩道正博君 登壇〕

○8番【恩道正博君】 議席8番、恩道正博です。

議会議案第6号 磯貝幸博議員に対する議員辞職を求める決議について、その提案理由を述べさせていただきます。

磯貝幸博議員は、平成30年10月7日、飲酒により酩酊状態となり、町内飲食店で女性アルバイト従業員の体を複数回さわるなどのセクハラ行為、また同店の外ではガス管やガスメーター付近に衝撃を与えガスの供給を一時的に停止させ、営業ができなくなった行為が新聞、テレビ等で大きく報道されました。

当議会は、真相を確認するため本人の説明を求めましたが、説明責任を果たすことなく、一身上の都合により同年10月15日付で議員辞職をしたところであります。

これらの行為について、本年6月4日に内灘町政治倫理条例第4条の規定に基づき調査請求があり、6月12日付で政治倫理審査会が設置されました。審査会の委員は学識経験者1名を含む6名で構成され、8回にわたり政治倫理審査会で調査を行った結果、同条例第3条第1号の「いやしくも町の名誉を傷つけるような行為をしないこと。」及び同条第2号「町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑いをもたれる恐れのある行為をしないこと。」で規定する倫理基準にいずれも違反するとして審査結果報告書が9月9日付で提出されました。

これらの行為は、一人の人間、また社会人としても、ましてや内灘町議会議員としての資質とその人格を疑問視されることにとどまらず、内灘町議会の品位と倫理意識が問われていると言っても過言ではなく、本町議会とし

ても看過できない行為であります。

磯貝幸博議員の行為は、内灘町議会議員政治倫理条例の目的である「議員は町民の厳粛な信託に応えるため、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、誠実かつ公正に議員活動に取り組むこと」に反することはもとより、内灘町民全体の代表者である内灘町議会議員としての品位と、内灘町議会の名誉を傷つける行為と言わざるを得ません。

よって、本町議会は磯貝幸博議員に対し、速やかに議員を辞職することを求めるものであります。

以上、磯貝幸博議員に対する議員辞職を求める決議についての提案理由でございます。

議員の皆様方には、決議文の内容を熟読していただき、賛同をお願い申し上げまして、私の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【中川達君】 提案理由の説明が終わりました。



## ○質 疑

○議長【中川達君】 次に、質疑入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。



## ○討 論

○議長【中川達君】 次に、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。



## ○表 決

○議長【恩道正博君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第6号磯貝幸博議員に対する議員辞職を求める決議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

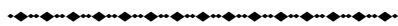
○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議会議案第6号は可決されました。

ここで磯貝議員の入場を求めます。

〔4番 磯貝幸博君 入場〕

○議長【中川達君】 磯貝幸博議員に申し上げます。

ただいま審議されました議会議案第6号磯貝幸博議員に対する議員辞職を求める決議については、採決の結果、可決されましたので、本席から通知をいたします。



#### ○議事日程の追加

○議長【中川達君】 次に、休憩中に、清水文雄議員から内灘町議会における政治倫理向上に関する決議についてが提出されました。

本決議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、本決議についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。



#### ○追加議案の上程

○議長【恩道正博君】 追加日程第2、議会議案第7号内灘町議会における政治倫理向上に関する決議についてを議題といたします。



#### ○提案理由の説明

○議長【中川達君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。11番、清水文雄議員。

〔11番 清水文雄君 登壇〕

○11番【清水文雄君】 議席番号11番、清水文雄でございます。

議会議案第7号 内灘町議会における政治倫理向上に関する決議について、提案をいた

します。

案文がありますので、決議案を読み上げて提案理由にかえていきたいと思っております。

今、全国で議員の不祥事が起きております。そういう意味では、そんなことが議員の、そして議会への信頼が失墜をしていく状況にあります。ぜひとも議員の皆さんの全員での賛成をいただいて、内灘町議会が町民の負託に応じて信頼される、そして名誉を回復していくためにも賛同をお願いを申し上げます。

それでは、提案をさせていただきます。

内灘町議会における政治倫理向上に関する決議について

内灘町議会は、内灘町議会議員政治倫理条例を内灘町議会総意のもとに定め、町民からの信頼を高めるとともに町民福祉の向上と町政発展に向け邁進してきた。

この度、この議員政治倫理条例に抵触する事件が発生したことは、町民の皆様の期待に反するとともに信頼を損なうものであり、内灘町議会として、誠に遺憾である。

この現況を真摯に受け止め、議員として、町民の負託を受けていることへの十分な自覚、さらには自己の能力を高める不断の研鑽に努め、町民の代表としてふさわしい活動に邁進することを改めて相互に確認する。

今後、このような問題を二度と起こさぬよう、町民の代弁者である議員一人ひとりが応分の責任と倫理、品位と見識をもって政治活動を行うことを改めて決意し、町議会一丸となって町民の皆様信頼回復を図るため今後努めることを誓う。

以上決議する。

令和元年9月18日

石川県河北郡内灘町議会

以上でございます。

○議長【中川達君】 提案理由の説明が終わりました。



#### ○質 疑

○議長【中川達君】 次に、質疑入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。



#### ○討 論

○議長【中川達君】 次に、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。



#### ○表 決

○議長【恩道正博君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第7号内灘町議会における政治倫理向上に関する決議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。



#### ○閉議・散会

○議長【中川達君】 以上で今9月会議に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、令和元年内灘町議会9月会議を散会いたします。

連日、長時間にわたり、精力的に審査いただきまして、大変皆様ご苦勞さまでございました。

午後2時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 議長

署名議員

署名議員